

「第 1 1 次播磨町高齢者福祉計画及び第 1 0 期介護保険事業計画」
策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定により 3 年ごとに策定することとなっており、播磨町では、第 1 1 次播磨町高齢者福祉計画及び第 1 0 期介護保険事業計画を令和 8 年度に策定する予定である。

策定にあたっては、住民及び介護事業所を対象とした各種実態調査を行い、学識経験者・事業者・住民代表などで構成される策定委員会を設置し策定を行っていくが、本計画の策定作業をより円滑に進めるために、各種実態調査及び策定支援業務について業務委託するものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第 1 1 次播磨町高齢者福祉計画及び第 1 0 期介護保険事業計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「第 1 1 次播磨町高齢者福祉計画及び第 1 0 期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 3 日（火）まで
- (4) 契約限度額 8, 5 8 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）
〔支払い上限額 令和 7 年度 4, 4 0 0, 0 0 0 円〕
※見積金額が契約限度額を超過している場合、失格となるため注意すること。

3. 受託者選定方式

企画提案型の公募によるプロポーザル方式

4. 受託者選定方法

- (1) 1 次審査 書類審査
- (2) 2 次審査 1 次審査入選者のプレゼンテーション及び審査委員の質疑・採点
(プレゼンテーション 2 0 分、質疑応答 1 5 分を予定)

5. 参加資格

- (1) 播磨町入札参加資格者名簿（令和 7 年度）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 播磨町指名停止基準（平成 2 1 年告示第 7 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 第 1 号における入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 2 4 年要綱第 4 5 号）に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該業務への参加

- 表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
 - (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
 - (9) 過去5年以内（令和2年度から令和6年度）において、地方公共団体との間で「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」策定支援の業務実績を有すること。
 - (10) 十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び播磨町の指示に柔軟に対応できること。
 - (11) 個人情報に関する取り扱いを適正に対応するため、受託事業者はプライバシーマークの認証を取得し、定期更新していること。

6. 企画提案書の作成要領

- (1) 提出する書類の規格は、A4判縦長（A3判は横折込）サイズとし、下記の【提出書類】①から⑦の順で編纂したものを1つのファイルにまとめ提出すること。
- (2) 企画提案書は、1者1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、まとめること。
- (3) 仕様書の業務内容を踏まえること。

【提出書類】（①～⑦の順に編纂）

- ① 提案参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式任意：1枚）以下の項目は必ず記載すること。
 - ・会社名 ・本社所在地 ・技術者数 ・業務内容 ・プライバシーマーク認証番号
- ③ 過去の業務実績（様式第2号）
- ④ 本業務の推進体制（様式第3号）
- ⑤ 配置予定者調書（様式第4-1号、様式第4-2号）
- ⑥ 本業務の企画提案書（様式任意）
- ⑦ 見積書及び内訳書（様式任意）
 - ※年度ごとに作成し、金額及び内訳が分かるように記載すること。

7. 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年10月17日（金）午後5時まで
- (2) 提出部数 正本の書面1部及び副本の電子データ一式
 - ※契約権限受任者印の押印については、正本1部に押印する。
 - ※副本の電子データについては、全てPDFデータで、提出すること。
- (3) 提出方法 持参（土日祝及び時間外は受け付けない。）又は郵送による。
 - なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

8. 企画提案に係る質疑について

- (1) 実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合は、質疑書（様式第5号）に基づき、電子メールで送信すること。（hoken@town.harima.lg.jp）

なお、メールの件名については、[第11次播磨町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務質疑〇〇]と記載し、〇〇の部分については、事業者名を記載すること。

- (2) 質疑受付期限 令和7年10月1日（水）午後1時まで

- (3) 質疑への回答については、10月3日（金）午後4時に町ホームページに掲載する。

9. 企画提案の審査予定日等

- (1) 1次審査：提出書類の内容により上位3者以内を選定する。

日 時：令和7年10月21日（火）予定

※1次審査の結果については、10月23日（木）にメールにより通知する。

審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

- (2) 2次審査：1次審査の入選者に対する企画提案書の評価及びプレゼンテーションによる選定とする。

日 時：令和7年10月27日（月）午後予定

※日時・場所等の詳細については別途連絡する。

- ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。
- ・配置予定の総括責任者及び主たる担当者を同席させること。
- ・持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分程度）とする。

- (3) スケジュール

日 程	項 目
令和7年9月25日（木）	ホームページ公告（実施要領等掲載）
令和7年10月1日（水）	質問受付締切日
令和7年10月3日（金）	質問への回答日
令和7年10月17日（金）	提出書類締切日
令和7年10月21日（火）	1次選考
令和7年10月23日（木）	1次選考結果通知
令和7年10月27日（月）	プレゼンテーション実施予定・2次選考
令和7年11月上旬	事業計画策定業務委託業者決定

10. 審査の方法及び項目

播磨町職員を委員とする審査委員会を設置し、審査委員それぞれが下記により採点し、集計

したものを得点とする。

1次審査は、下記の審査項目番号1から3までの合計得点の上位3者以内とする。同点の事業者が2者以上ある場合は、見積金額が低い事業者を上位とする。

2次審査は、審査項目番号4及び5の合計得点とする。

1次審査の合計得点に2次審査の合計得点を加えた総合得点が最上位の者を優先交渉権者とする。同点の事業者が2者以上ある場合は、審査項目番号4の評価点の高い事業者を優先交渉権者とする。

ただし、総合得点が採点を行った審査項目の合計得点の6割に満たないものは、優先交渉権者として選定しない。

なお、参加者が1者の場合については、見積額に対する評価点を除いた総合得点が、6割に満たない場合は失格とする。

【審査項目とその割合及び区分】

審査項目	評価の割合	区分
1. 業務の実績	10 / 150	1次審査
2. 業務の実施体制	20 / 150	
3. 見積額	30 / 150	
4. 企画提案書に対する評価	50 / 150	2次審査
5. プレゼンテーションに対する評価	40 / 150	

1 1. 2次審査の結果の通知

- (1) 企画提案のプレゼンテーション実施後、1週間以内に文書で通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1 2. 企画提案に要する経費等

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。

1 3. 提出先・問い合わせ先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町福祉保険部保険課 担当 坂本、杉岡

TEL 079-435-0313 (直通)

FAX 079-435-0766

Eメール: hoken@town.harima.lg.jp